執行停止申立書 正誤表

ページ	誤表示	修正表示
1	それにに	それに
1	本収用明渡裁決取消請求裁定が確定するま	本収用明渡裁決取消請求に係る裁決が確定す
	で	るまで
4	本収用明渡裁決の取消裁定が	本収用明渡裁決の取消請求に係る裁決が
5	強行的する場合には	強行する場合には
6	「必要不可欠」性	「必要不可欠性」
7	のはずがない。	はずがない。
7	時々刻々と	何度も
8	2013年9月6日頃, 国土交通省九州地方整備	2013年9月6日,国土交通省九州地方整備局
	局の長であった岩﨑泰彦は、同日、下記の起	の長であった岩﨑泰彦は, 下記の起業者が,
	業者が、下記事業の種類を行うべく、下記起	下記事業の種類を行うべく,下記起業地の収
	業地の収用について,土地収用法第 20 条各	用について,土地収用法第20条各号の要件を
	号の要件を全て充足とするとして, 同法第20	全て充足とするとして、同法第20条及び同法
	条及び同法第138条第1項の規定により準用	第 138 条第 1 項の規定により準用される第 20
	される第 20 条の規定に基づく事業認定処分	条の規定に基づく事業認定処分(以下単に「本
	(以下単に「本件認定処分」と言う)をした。	件認定処分」という)を告示した。
9	と言う	という
11 以降	事業認可	事業認定
12 以降	認可する	認定する
16	認可	認定
23	ほほなっている	ほぼなっている
23	石木ダム建築費	石木ダム建設費
23	税金が浪費される	国税が浪費される
25	比較衡登の	比較衡量の
32	佐世保市民が石木ダムを必要としているの	佐世保市民が石木ダムを必要としているの
	か?	か? →必要としていない。
35 以降	安全率	安全
36	厚労省水道によると。	厚労省水道課によると、
36	1999年(H19年)	1999年(H11年)
36	至上命令に	至上命題になっている。補助金カットは財政
		上の問題だけではなく、その事業の必要性が
		否定されるからである。
37 以降	取水所	取水場(佐世保市水道局に呼称を確認)
37 以降	安全率	安全
37	水道施設設計指針に従って	水道施設設計指針(2012 年度 厚生労働省)

		48 ページに従って、
37	計両取水量は	計画取水量は
37	考 慮、して	考慮して
37	計画どする	計画とする
38	沖水場に	浄水場に
38	静水処 理の方	浄水処理の方
38	佐世保水道は	佐世保市営佐世保地区水道(石木ダム開発水
		の給水範囲である。) 以降、佐世保地区水
		道と記す
41、	水道施設維持管理指針	水道施設設計指針
42, 44		
42	SSK は	佐世保重工業株式会社(以下「SSK」という。)
		は
42	とシナリオの	とのシナリオ
44	佐那仏方法が	算出方法が
44	記載されていなかった、佐世保市と厚労省水	記載されていなかった、と佐世保市と厚労省
	道課は言明している。	水道課は言明している。
46	平成 25 年	平成 25 年度
46	①、②、③、④、⑤、⑤、⑥、	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦
46, 47	腹部地区	北部地区
47	三本木取水 所	三本木取水場
47 以降	取水所	取水場
51	なお、上記イニシャルコスト353.5億円の内、	なお、上記イニシャルコスト 353.5 億円の内、
	助成金を除いた市負担額除いた平成 25 年度	助成金を除いた市負担額の平成 25 年度以降
	以降の負担額は202 億円である。	の負担額は202 億円である。
52	思われる。。	思われる。
53	許可水利権・慣行水利権・地下水というシバ	許可水利権でなければならない・慣行水利権
	リはない。	ではいけない・地下水でなければならない、
		というシバリはない。
58 以降	憶円	億円
61	川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なの	川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なの
	か?	か? →どう見ても全く無駄!
61	「「川棚川の	「川棚川の
63	表の下の枠内「長崎県は、・・・治水目標安	以下が続きます。
	全」	「度は 1/100 になる。現況河道の場合は、3 項
		目が 1/50 に該当しているので、治水目標安全
		度は1/50になる。」

63 以降	現状河道	現況河道
64	(H50 年度)	(昭和 50 年度)
65	洪水のピーク流量に支配的な継続時間内で	洪水のピーク流量に支配的な継続時間内での
	の降雨強度の超過確率について	降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率
		に 対して著しく差異があるような場合につ
		いて
	貯留起案数法	貯留関数法
	公表されているので、51ページに引用掲載す	公表されているので、67 ページに引用掲載す
	る。	る。
	降雨力 E 比較的集中している	降雨が比較的集中している
	文配的な	支配的な
	場合には.	場合には、
	当骸降雨パターンの	当該降雨パターンの
66	昭和23年9月洪水型のピーク流量1,128m³/	1948 年 9 月洪水型のピーク流量 1,128m³/秒
	秒は、石木ダム合流点では野々川ダムによる	は、計画高水流量 1,130m³/秒以内の流量であ
	80 m ³/秒の低減効果を受けているので、	るから 、石木ダムによるピークカットは不要
	1,048m³/秒になっている。1,048m³/秒	である。その上、野々川ダムにより80m³/
	は計画高水流量 1,130m³/秒以内の流量であ	秒低減され 1,048m³/秒となるから、石木ダム
	るから、石木ダムによるピークカットは不要	によるピークカットはますます不要である。
	である。	
66 2カ	降雨洪水パターン	降雨・洪水パターン
所		
69	費用対効果を検証したので、以下、報告する。	費用対効果を以下のとおり検証した。
70	が寄与する額である。	に寄与する額である。
70	調整	調節
70	調節両	調節量
71 以降	公害等調査会	公害等調整委員会
71	その概要は本稿6~8ページに記した。	削除
71	調整	調節
71	便益配表	便益配分表
72	本稿の 7~8 ページに記載した下記事項であ	削除
	る。	
73	本稿の 7~8 ページに記載した下記事項であ	削除
	る。	
72、73	回答書 が	回答書で
72	野々村ダムによる	野々川ダムによる
74	公害等庁瀬委員会	公害等調整委員会
74	川棚川水系基本高水流量	川棚川基本高水流量

75	早急抜く出すことを求める。	早急に出すことを求める。
75	配分流量(計画高水流量の変遷は次のとお	配分流量(計画高水流量)の変遷は次のとお
	りである)、	りである。
75	川棚川水系工事実施計画	川棚川水系工事実施基本計画
75	変遷は次のとおりである)、	変遷は次のとおりである。
76	見直す機会があった	見直す機会があった。
76	想定氾濫面正規を求め	想定氾濫面積を求め
76	が等していた	該当していた
78	尊重控こそが	尊重こそが
79	強行的する場合には	強行する場合には
79	ということ人なる。	ということとなる。
81	治水については、投資効率が1を切っており、	治水については、本来の目的である、「川棚
		川の山道橋下流域を 1/100 (基本高水流量
		1,400m³/秒)対応にする事業」の費用対効果
		は、河道整備が進行したことで、0.18 でしか
		ない。
81	投資効率1を切るような	費用対効果が 0.18 しかない
81	治水対策を市内よりも	治水対策をしないよりも
81	事業に税金をつぎ込むことは、かえって国民	事業に税金をつぎ込むことは、かえって長崎
	に不利益を与える	県民と国民に不利益を与える
82	しかも、第52項で詳細に論じたように、現	しかも, 第52) ~3) で詳細に論じたように,
	在の設備で、これまで起きたような水不足も	現在の設備で、これまで起きたような水不足
	生じなければ、大洪水も起きない。	も生じなければ、第54)で詳細に論じたよ
		うに, 山道橋地点通過流量 1,320m³/秒などと
		いう大洪水も起きない。
82	そういう不測の災害	それらを超える不測の災害
83	第4・2項で	第53)で
84	土砂浚は	土砂浚渫は
86 88	川棚川整備計画	川棚川水系河川整備計画
2か所		
88	195 万立法メートル	195 万立方メートル